

立川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 10 条の 2 の規定による。

立川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 消費生活センターの名称は、立川市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）とし、立川市曙町2丁目36番2号に置く。

(事務を行う日及び時間)

第3条 法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務（以下「消費生活相談」という。）を行う日及び時間は、規則で定める。

(消費生活センター長及び職員)

第4条 消費生活センターに、消費生活センター長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第5条 消費生活センターに、消費生活相談を行うため、消費生活相談員を置く。

(情報の安全管理)

第6条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。